### ※ 令和6年4月1日以降

# 認定申請手続き

# 1 提出書類 【個人事業(成人):法人】

#### ①★申請書 共 通 ② 県証紙(12.000円) ③ 住民票 (本籍の記載、外国人は国籍の記載 があり、個人番号の記載はないもの) 個 ④★申請者の誓約書 人 ⑤ 申請者に係る医師の診断書 ⑥ 法人の登記事項証明書 ⑦ 定款 ⑧ 役員名簿 法 ⑨ 役員全員の住民票(本籍の記載、外国人は国籍 の記載があり、個人番号の記載 ※役員全員分 はないもの) ⑩★役員の誓約書 ※役員全員分 ⑪ 役員にかかる医師の診断書 ※役員全員分 ② 代行保険契約の締結を証する書類 (対人:8000万円以上、対物及び車両:200万 円以上) ③ 任意保険契約の締結を証する書類 (対人:8000万円以上、対物200万円以上) 4 随伴用自動車の車検証(写し) ⑤ 営業所に関する資料(賃貸契約書など) 诵 ⑥ 住民票 (本籍の記載、外国人は国籍 の記載があり、個人番号の記載はないもの) 安全運転□の★自動車の運転管理に関する経歴証明 管理者 ※ 車両10台以上の場合、副安全運転管理 者を選任(申請書類⑯、⑰) (18) 運転免許証(写し)

★ 当ホームページで書式のダウンロード可

# 2 提出書類 個人事業(未成年)

		上記提出書類①、②、④、⑤、⑫~ ⑨+未成年者の <u>登記事項証明書</u>
人のに	法定代理人が個人	法定代理人に係る上記提出書類① ~⑤、⑱、申請者本人に係る⑲及び 「法定代理人の誓約書」
	法定代理人が法人	法定代理人に係る上記提出書類① 〜⑤、⑫〜⑮、⑱、申請者本人に係る⑲ 及び「法定代理人の誓約書」

※「登記事項証明書」は商業登記済のもの

### 3 主たる営業所を管轄する警察署に申請



欠格要件に該当する場合は認定されない場合 があります。

## 欠格要件

- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない場合
- 以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが 無くなった日から起算して二年を経過しない場合 執行猶予期間 が終了した者は欠格事由に該当しない
  - ・ 禁固以上の刑に処せられた者
  - ・ 無免許運転、飲酒運転、過労運転などの下命容認を行い、 またはそれに伴う車両の使用制限命令に違反して罰金刑に処 せられた者
- 過去2年以内に営業停止命令又は営業廃止命令に違反す 行為を行った場合
- 暴力団関係者等強いぐ犯性が認められる場合
- 心身の故障により業務を適正に実施することができない場合
- 未成年者が相続人の場合、法定代理人が欠格事由に該当し た場合
- 〇 安全運転管理者を選任しない場合
- 国土交通省令で定める基準に適合する代行保険に加入しない場合
- いずれかの役員が他の欠格事由に該当した場合 (法人のみ)

# 注意!

- ※ 認定を拒否された場合、 申請手数料は返金されません。
- ※ 虚偽の申請で認定を受け その後虚偽が判明した場合 は認定の取り消しを受ける場合があります。

#### 問い合わせ先

- · 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110 (内線5034)
- · 各警察署交通課